

議案第 30 号

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条
例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 8 条の 2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場におい
て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か
つ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するた
めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 8 条の 3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する
処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計
画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な
措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な
研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

第19条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第20条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者各人に個別支援計画を作成しなければならない。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。